

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集要項

1. 趣旨

瀬戸内市では、安心して子育てできるまちを目指し、保育の需要の増加による子ども・子育て支援の質・量の不足、多様化する保育のニーズへの対応等を踏まえ、保護者の就労にかかわらず等しく質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園を創設することとし、設置・運営事業者の公募・選定を行います。

2. 応募資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとします。

- (1) 応募時点において、岡山県内で認可保育所又は認定こども園の良好な運営実績が、令和7年4月1日現在で5年以上ある社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 法人及び法人が現に運営している認可保育所又は認定こども園について、過去3年以内の監査・実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。
- (3) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好で、認定こども園の設置及び安定的な運営に必要な資力、信用・技術・意欲を有すること。
- (4) 本募集要項に係る施設の設置・運営を自ら実施する事業者であること。
- (5) 民事再生法又は破産法等に基づく手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人及び代表者について、国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 役員等に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者
 - ② 懲役又は禁錮の刑に処され、その執行が終わらない者
 - ③ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘束され、又は起訴された者で、判決が確定にいたるまでの者
 - ④ 成年被後見人又は被保佐人もしくは未成年者
 - ⑤ 暴力団員等（瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ⑥ 自己、自法人若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3. 応募の条件

- (1) 令和9年3月31日までに施設整備を完了し、保育の提供ができる体制を整え、令和9年4月1日から開園すること。
- (2) 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、全て応募事業者の負担とすること。
- (3) 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに本市と協議し、計画変更を行い対応すること。
- (4) 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- (5) 開園時の利用定員は、認可定員と同数を設定すること。
- (6) 令和9年3月1日までに、公定価格基本単価分（※）の職員構成を整えること。
 ※ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年4月11日こ成保295・7文科初第233号）参照
- (7) 保育事業等に熱意と理解を持ち、認定こども園の運営を適切に行う能力を有していること。
- (8) 保育行政について積極的に協力できること。
- (9) 地域住民等への説明を応募事業者の責任において実施すること。

4. 募集施設

(1) 施設種別

幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項の規定による施設）

(2) 定員設定

市全体の保育ニーズの受け皿としての役割及び就学前児童の教育部分利用のニーズの受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定の子ども及び3号認定の子ども（0歳児からの受入れ）の定員設定を必須とし、次表を参考に概ね110名の認可定員とすることを基本とします。ただし、これを基本として他の定員を提示することを妨げるものではありません。

(参考)

(人)

子ども類型	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定子ども	—	—	—	3	3	4	10
2号認定子ども	—	—	—	17	22	21	60
3号認定子ども	9	13	18	—	—	—	40
合計	9	13	18	20	25	25	110

(3) 開園予定年月日

令和9年4月1日

(4) 開園までのスケジュール (予定)

- ・事業者の決定 令和7年6月下旬
- ・国費交付金協議 令和7年8月上旬
- ・国費交付金内示 令和7年10月上旬
- ・実施設計着手 交付金内示後
- ・施設整備着手 令和7年度中
- ・開園予定 令和9年4月

5. 施設用地の概要

瀬戸内市が所有する下記の土地を使用することとし、瀬戸内市の財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例及び瀬戸内市公有財産規則に基づき、土地は貸与することとします。なお、施設整備にあたっては、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）、岡山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型こども園の設備及び運営の基準を定める条例（以下「県条例」という。）その他関係法令を順守することとします。

(1) 土地

所在地	瀬戸内市長船町土師1175番1、1175番2、1193番3の一部
登記面積	合計6,955.16㎡のうち4,900㎡程度（別添図面のとおり）
地目	宅地
用途地域	都市計画区域外
貸付条件	<ul style="list-style-type: none">・貸付期間は10年以上30年未満とし、市と協議することとします。・貸付土地は、認定こども園以外の用途には使用しないこととします。・貸付土地は、第三者に譲渡又は転貸しないこととします。・貸付土地へ駐車場、園庭等を整備することとし、造成及び維持管理に要する費用は設置・運営事業者の負担とします。・返還時には現状復旧することとします。ただし、市と協議した結果、その必要がないと市が認めた場合は、その限りではありません。・貸付料は年額とし、時価及び収益性、近隣地域又は類似施設の貸付料水準、今後の運営資金等を考慮して、設置・運営事業者が提案することとします。ただし、提案する賃貸料は年額712,800円以上とします。なお、開園までは準備期間として無償貸付とします。
重要事項	・別添図面のとおり旧公民館の基礎杭を残置している。このため、建築物の

	<p>配置等においてはこれを考慮すること。なお、基礎杭など地下埋設物を撤去する場合は、設置・運営事業者の負担とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付土地は埋蔵文化財包含エリアです。整備の際には届出が必要となり、場合によっては調査が必要となります。なお、調査費用については設置・運営事業者の負担となります。(詳細は文化観光課と協議してください。) ・瀬戸内市開発事業の調整に関する条例(平成16年11月1日条例131号)による協議・承認が必要となる場合は手続きを行うこと。(詳細は建築住宅課と協議してください。) ・瀬戸内市景観条例(平成20年12月26日条例第50号)による届出が必要となる場合は手続きを行うこと。(詳細は建築住宅課と協議してください。)
--	--

(2) インフラ状況

上水道	瀬戸内市水道事業
下水道	合併浄化槽
ガス	L Pガス
電気	中国電力架空引込
通信	N T T 架空引込

(3) 施設整備補助金

名 称	補 助 率	対象経費
就学前教育・保育施設整備交付金 (瀬戸内市民間こども園等施設整備事業補助金)	4分の3 (上限：交付基準額の4分の3)	施設整備工事費

※ 対象経費その他詳細については、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱による。

※ 4.(2)で提示している定員設定で補助金を算定した場合、就学前教育・保育施設整備交付金は国の交付金を含めた補助金の上限額は300,000,000円程度(特殊附帯工事費含む)(令和6年度基準額)となるので参考としてください。(条件により補助対象となる範囲が異なるので、詳しくは交付金の交付要綱をご確認ください。)

※ 認定こども園の整備にあたり、就学前教育・保育施設整備交付金が活用可能となりますが、令和7年度以降の補助制度は未定となります。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても本市は補てん等行うことはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

※ 本公募は、令和7年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、事前に公募手続きを行うものです。予算の執行は、令和7年度補正予算の成立が前提であり、今後、

内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

※ 国の交付金の募集状況によっては、スケジュール等が変更となる場合があります。

6. 運営に係る条件

(1) 法令順守

認定こども園法、基準省令、県条例、瀬戸内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を順守し、適正な施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施することとします。

(2) 開園日・開園時間

開園日は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）とします。ただし、これを超えて開園日を提示できることとします。また、1日11時間以上の開園とします。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施

1時間以上の延長保育事業及び1号認定子どもに対する一時預かり事業を実施することとします。なお、その他の事業の実施については、設置・運営事業者が「瀬戸内市こども計画」との整合性を図ったうえで、自主的に提示できるものとします。

(4) 職員等の配置

職員は市内在住の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有者を配置することに努め、園長は幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有者で、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者を配置することとします。ただし、園長は同等の資質を有する者を認めることとします。

(5) 給食

調理室を配置し、栄養士が作成する献立に基づき、全児童について自園調理による給食を提供することとします。また、食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこととします。調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、食育計画を作成し、食育を推進することとします。

(6) 特別な支援を要する児童及び保護者への対応

特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受け入れについては、市全体の入所調整等に協力することとします。

(7) 個人情報の保護

設置・運営事業者の職員又は職員だった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

7. 募集の実施

(1) 募集スケジュール

令和7年4月21日(月) 募集要項等の公表・配布

4月30日(水) 現地見学会

5月13日(火) 質問の受付期限

5月16日(金) 質問に対する回答の公表

5月21日(水) 応募申込書提出期限

5月23日(金) 応募資格の確認結果通知

6月11日(水) 提案書類受付開始

6月20日(金) 提案書類提出期限

6月下旬 選定委員会・事業予定者決定

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和7年 4月21日(月) から令和7年5月21日(水)

② 配布方法

担当窓口で配布するほか、市ホームページに掲載し、様式データ等をダウンロードできることとします。

(3) 現地見学会

① 開催日時

令和7年4月30日(水) 10時から12時

② 開催場所

瀬戸内市長船町土師(現地)

③ 見学方法

自由に見学できることとします。(参加申込は不要です。説明はしません。)

(4) 質問の受付

① 受付期限

令和7年5月13日(火) 午後5時必着(期限を過ぎた質問には回答しません。)

② 質問方法

質問書・回答書(別紙1)に質問内容を記載のうえ、FAXまたは電子メールにより送信してください。なお、送信後は必ず電話で着信確認の連絡をしてください。

送付先 FAX : 0869-24-8081

E-mail : kodomo@city.setouchi.lg.jp

(5) 質問に対する回答の公表

①公表日時

令和7年5月16日(金)午後3時(予定)

②公表の方法

市ホームページに掲載します。

(6) 応募申込

①申込方法

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集に係る申込書(別紙2)に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送にて提出して下さい。

	添付書類	様式
1	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書:公表日以降の日付のもの)	
2	役員等名簿及び誓約書	別紙3
3	所管庁による法人及び施設の指導監査結果及び改善報告書の写し (直近3年分)	
4	決算報告書、事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録 (直近3年分)	
5	国税及び地方税の納税証明書(法人及び代表者) (直近年度分:公表日以降の日付のもの)	

②申込期限

令和7年5月21日(水)午後5時必着(期限を過ぎたものは受付しません。)

(7) 応募資格の確認等

① 応募資格の確認、結果通知及び提案書類の提出要請

応募申込のあった者について、提出された応募申込書に基づき応募資格の適格を確認し、令和7年5月23日(金)までに応募資格審査結果通知書を通知します。あわせて応募資格を有する者に提案書類の提出を要請します。

② 資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

資格を有しないと認めた者は、本市に対してその理由の説明を求めることができます。

(8) 提案書類の受付

① 受付期間

令和7年6月11日(水)～6月20日(金)

午前8時30分～午後5時(土日及び祝日を除く)(期限を過ぎたものは受付しません。)

② 受付方法

担当課窓口にて受付します。(郵送、FAX、電子メール等では受付しません。)

③ 提案書類等

	提出書類	様式
1	瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者募集に係る提案書類提出書	様式第1号
2	事業計画書	様式第2号
3	建物の平面図（各室の用途、保育年齢、定員、床面積、内法面積等の表示があるもの）、配置図	
4	部屋別面積表	様式第3号
5	法人等調書	様式第4号
6	法人の定款又は寄附行為の写し	
7	現在運営している施設の一覧	様式第5号
8	現在運営している代表的な1施設の概要 （要覧、入園のしおり、パンフレット等）	
9	事業収支予算書（開設から2年分）	
10	施設整備資金計画書	様式第6号
11	工事費設計書（概算でよい）	

ア 様式の指定がないものは、任意の形式とします。

イ 提出部数は正本1部、副本10部とします。

ウ 用紙サイズは原則としてA4サイズとし、書類番号順に整理してください。（図面についてはA3サイズも可とする。）

エ 必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

④ 応募にあたっての留意事項

ア 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

イ 受付された応募書類等の返却はしません。

ウ 受付後に応募を辞退する場合は、審査開始までに応募辞退届（別紙4）を提出してください。

エ 応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は設置・運営事業者の決定の公表時等に必要な場合には、応募書類等の内容を、応募者の承諾を受けたうえで、無償で使用できるものとします。

オ 応募書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方式等を使用した結果、生じた責任は原則として応募者が負うものとします。

カ 市は、応募書類等を本業務以外の目的で使用することはありません。

キ 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本提案に関するすべての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

ク 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

8. 設置・運営者の選定及び決定

(1) 選定方法

瀬戸内市民間認定こども園設置・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は非公表とします。選定委員会の審査に基づき候補者を選定し、市長が決定します。

(2) 選定の進め方

- ① 書類審査及びヒアリング審査に基づき、総合的に評価する審査を行います。
- ② ヒアリング審査の出席者は3名以内とします。
- ③ ヒアリング審査の内容については次のとおりとします。

ア プレゼンテーション（応募者による提案説明）	30分
イ 選定委員との質疑応答	15分
- ④ プレゼンテーションに使用できる資料は、提案書、パワーポイント等とする。パワーポイント等を使用する場合は、スクリーンと電源コンセントは本市で用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは提出された提案書等に基づき行うものとし、当日の追加資料については認めません。
- ⑤ 審査は、選定基準に基づき行います。
- ⑥ 選定委員会は、審査の結果、選定委員の総合評価点の平均値が最も高い事業者を第一候補者に選定します。ただし、第一候補者の総合評価点の平均値が基準に満たない場合は、事業者の選定は行いません。

(3) 選定基準

選 定 基 準	配点
応募の動機及び施設運営の考え方	9
幼児教育・保育の理念及び方針	6
幼児教育・保育の実施に係る具体的内容	27
施設整備計画及び資金計画の妥当性	28
幼児教育・保育の質の向上に向けた取組	15

特別な支援を要する児童及び保護者への対応	5
保護者との信頼関係の構築及び子育て家庭への支援	15
地域子ども・子育て支援事業の実施	9
法人の財政状況の安定性及び施設の運営実績	6
合 計	120

(4) 選定結果

選定結果は、書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。なお、当該通知は他の応募者の名称は伏せて行うこととし、評価内容についての質問には回答しません。

(5) 留意事項

- ① 選定された事業者は、施設整備計画を策定し、地域の理解と協力が得られるように説明責任を果たすものとします。
- ② 応募の無効、選定の取消し

以下の場合には応募の無効、選定の取消しとするので注意してください。

- ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合
- ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合
- エ 審査に関する不正行為があった場合
- オ 選定後、計画内容について、市の許可なく変更を行った場合
- カ 本選定に関わる選定委員に接触があった場合

9. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

瀬戸内市 こども・健康部 こども家庭課

TEL : 0869-24-8015

FAX : 0869-24-8081

E-mail : kodomo@city.setouchi.lg.jp